

受験及び受講資格表(令和7年7月施行)

申請者別	※1 修了科名	実務経験							申請者別	修了科名	実務経験															
		1級		2級		3級		特殊			1級		2級		3級		特殊									
		大小二	型 型 輪	ガソリン ジーゼル 二輪	※2 シャシ	シャシ	ガソリン ジーゼル 二輪	車体 ・ タイヤ			電装	大小二	型 型 輪	ガソリン ジーゼル 二輪	※2 シャシ	シャシ	ガソリン ジーゼル 二輪	車体 ・ タイヤ	電装							
① 中学校卒業		※7 2級(2級シャシを除く)合格後3年以上	3級合格後 2年以上	3級・特殊合格後 1年4ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上	⑦ 2年以上、2,800時間以上の旧公共職業訓練校又は職業訓練短期大学修了者	自動車整備科	※7 2級(2級シャシを除く)合格後3年以上	3級合格後 8ヶ月以上 2級シャシ合格後4ヶ月以上	3級・特殊合格後 8ヶ月以上	0	0	1年以上	1年以上									
										自動車車体整備科								3級合格後 2年以上	3級・特殊合格後 1年4ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	※3 8ヶ月以上	1年4ヶ月以上			
② 高等学校卒業	下記以外の学科終了者		3級合格後 2年以上	3級・特殊合格後 1年4ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上	⑧ 1年以上、1,400時間以上の旧公共職業訓練校又は職業訓練短期大学修了者	自動車に関する学科修了者		3級合格後 1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	0	0	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上									
	機械に関する学科修了者		3級合格後 1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	3ヶ月以上	3ヶ月以上	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上		⑨ 6ヶ月以上、800時間以上の旧公共職業訓練校		自動車に関する学科修了者	3級合格後 1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	3ヶ月以上	3ヶ月以上	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上								
	自動車に関する学科修了者		3級合格後 1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	0	0	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上				⑩ 職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	0	0	0	0	8ヶ月以上	8ヶ月以上							
③ 高等専門学校卒業	機械に関する学科修了者		3級合格後 1年以上	3級・特殊合格後 8ヶ月以上	3ヶ月以上	3ヶ月以上	1年以上	1年以上	⑪ 職業訓練指導員試験合格者				自動車整備科	1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	3ヶ月以上	3ヶ月以上	1年以上	1年以上							
			2級シャシ合格後4ヶ月以上							車体整備科			3級合格後 2年以上	3級・特殊合格後 1年4ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	※3 8ヶ月以上	1年4ヶ月以上								
④ 大学卒業	下記以外の学科修了者		3級合格後 2年以上	3級・特殊合格後 1年4ヶ月以上	6ヶ月以上	6ヶ月以上	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上	⑫ 技能者養成指導員検定合格者	内燃自動車工		1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	3ヶ月以上	3ヶ月以上	1年以上	1年以上									
	機械に関する学科修了者		3級合格後 1年以上 2級シャシ合格後4ヶ月以上	3級・特殊合格後 8ヶ月以上	3ヶ月以上	3ヶ月以上	1年以上	1年以上				既に合格した整備士の種類														
	自動車に関する学科修了者		3級合格後 1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	0	0	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上																		
⑤ 認定大学卒業	2級課程修了者		0	0	0	0	※4 8ヶ月以上	※4 8ヶ月以上	特殊整備士(車体・タイヤ)合格者				1年4ヶ月以上	0	※6 0											
⑥ 一種養成施設修了者	1級課程修了者		※7 0	0	0	0													特殊整備士(電気装置)合格者				※5 0			
	2級課程修了者		※7 2級(2級シャシを除く)合格後3年以上	0	0	0	0	※4 8ヶ月以上																		
3級課程修了者	3級合格後 1年4ヶ月以上	3級・特殊合格後 1年以上	0	0	1年4ヶ月以上	1年4ヶ月以上																				

※1: 機械に関する学科を卒業した者と同様に、電気又は電子に関する学科を卒業した者も含む

※2: 実務経験欄(2級自動車シャシ)の特殊とは、車体・タイヤ整備士とする。

※3: 自動車タイヤ整備士の希望者は1年4ヶ月以上とする。

※4: 特殊課程修了者は実務経験を0年とする。

●0年のうち、一種養成施設、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は高等学校等を修了(卒業)見込の方は、修了(卒業)見込証明書の提示により受験資格を有する。

※5: 3級ガソリン又は、3級ジーゼルに限り、0年とする。

※6: 3級シャシに、限り、0年とする、

※7: 1級小型・大型課程の受講資格という実務経験の2級は、2級二輪・シャシを除く種目とする。

又、1級二輪課程の受講資格という実務経験の2級は、2級2輪のみです。